社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 定款施行細則

(日

第1条 ごの施行細則は、社会福祉法人昭和村社会福祉協議会(以下「本会」という。)定 款第50条の規定により、法人の管理運営及び業務の細部について、必要な事項を定める ことを目的とする。

(理事会の決議事項)

- 第2条 理事会で決定すべき決議事項は、次のとおりとする。 (1)社会福祉事業に係わる許認可、その他群馬県知事の許可を受ける事項 (2)本会の運営に関する重要な規程等の制定及び改廃

 - (3) 資産の取得及び処分に係わる契約(会長の専決事項に係るものを除く) (4) その他、本会業務に関する重要な事項

(理事会への報告事項)

- 第3条 理事会へ報告すべき本会の業務は、次のとおりとする。 (1)会長の専決した重要な事項に関すること (2)その他役員から報告を求められた事項

- (事務の専決) 第4条 定款第28条の規定に基づき、会長が専決することのできる本会の業務については、次に掲げるものとし、本会業務に関する重要な事項は、理事会に報告する。 (1)規程等の制定及び改廃に関すること(本会の運営に重大な影響があるものを除く) (2)職員の人事に関すること (3)職員の給与に関すること (4)職員の日常の労務管理及び福利厚生に関すること (5)工事請負及び物品納入等の契約に関すること (6)資本財産を除く)の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分に関するまの

 - するもの

 - (7)予備費の支出に関すること (8)寄付の受入に関すること(本会の運営に重大な影響があるものを除く) (9)本会の情報の開示に関すること(本会の運営に重大な影響があるものを除く) (10)予算の流用に関すること
- 前項に規定する業務の範囲には、本会諸規定において委任されているものを含むものと

(補正予算の専決)

- 第5条 補正予算の専決は次に掲げる場合とし、理事会に報告する。 (1)職員の退職手当、事業区分間繰入金収入・支出、拠点区分間繰入金収入・支出、サービス区分間繰入金収入・支出、福祉基金積立支出の急務を要する場合 (2)1件の補正金額が10万円以下であるの報告な少数することができる。
- 補正金額が10万円以下の場合は、理事会への報告を省略することができる。

(改 廃) 第6条 本細則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

附

この施行細則は、平成15年4月1日から施施行細則は、平成14年4月1日から施施行行するる。。。る。の施行細則は、平成15年4月1日から施施行行するるするる。。の施行細則は、平成15年6月1日から施施行細則は、平成15年4月1日から施施行細則は、平成18年4月1日から施施行細則は、平成18年4月1日から施施行細則は、平成20年6月1日からら施行細則は、平成23年6月1日からら施行細則は、平成25年4月1日からら施行細則は、平成26年4月1日からら施行細則は、平成26年4月1日から施施行細則は、平成26年4月1日から施行行すする。。の施行細則は、平成27年6月13日から施行細則は、平成27年6月13日から施行細則は、平成27年6月13日から施行細則は、平成27年6月13日から施行細則は、平成27年6月13日から施行細則は、平成27年6月13日から施行細則は、平成27年6月13日からある。。

附

則 附 附 則

附